

令和3年11月1日 14時00分

資料配布 近畿地方整備局

滋賀国道事務所

国道161号北小松南交差点^{きた こまつみなみ}～比良ランプ^{ひら}間(上下線)

平日夜間通行止めのお知らせ

～道路中央部にワイヤロープ式防護柵の設置を行います～

国道161号北小松南交差点^{きた こまつみなみ}～比良ランプ^{ひら}において、交通安全対策として道路中央部にワイヤロープ式防護柵の設置を行うため、令和3年11月4日(木)から令和3年12月24日(金)の間、平日夜間通行止めを行います。

通行止め実施区間、規制内容、期間は以下の通りです。

区 間 : 国道161号北小松南交差点^{きた こまつみなみ}～比良ランプ^{ひら}(上下線)

規制内容: 平日夜間通行止め【各日22時～翌朝6時】

期 間 : 令和3年11月4日(木)～令和3年12月24日(金)
土曜日、日曜日、祝祭日の22時～翌朝6時は除く

※通行止めの詳細は、別紙をご参照ください。

※当日は、交通誘導員の指示に従ってください。

※作業期間は天候の状況により変更となる場合があります。

道路をご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

<取扱い> _____

<配布場所> 滋賀県政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所
副所長(管理担当) 東岡 正樹(ひがしおか まさき)
総括保全対策官 竹井 宏和(たけい ひろかず)
電話 077-523-1741(代表)



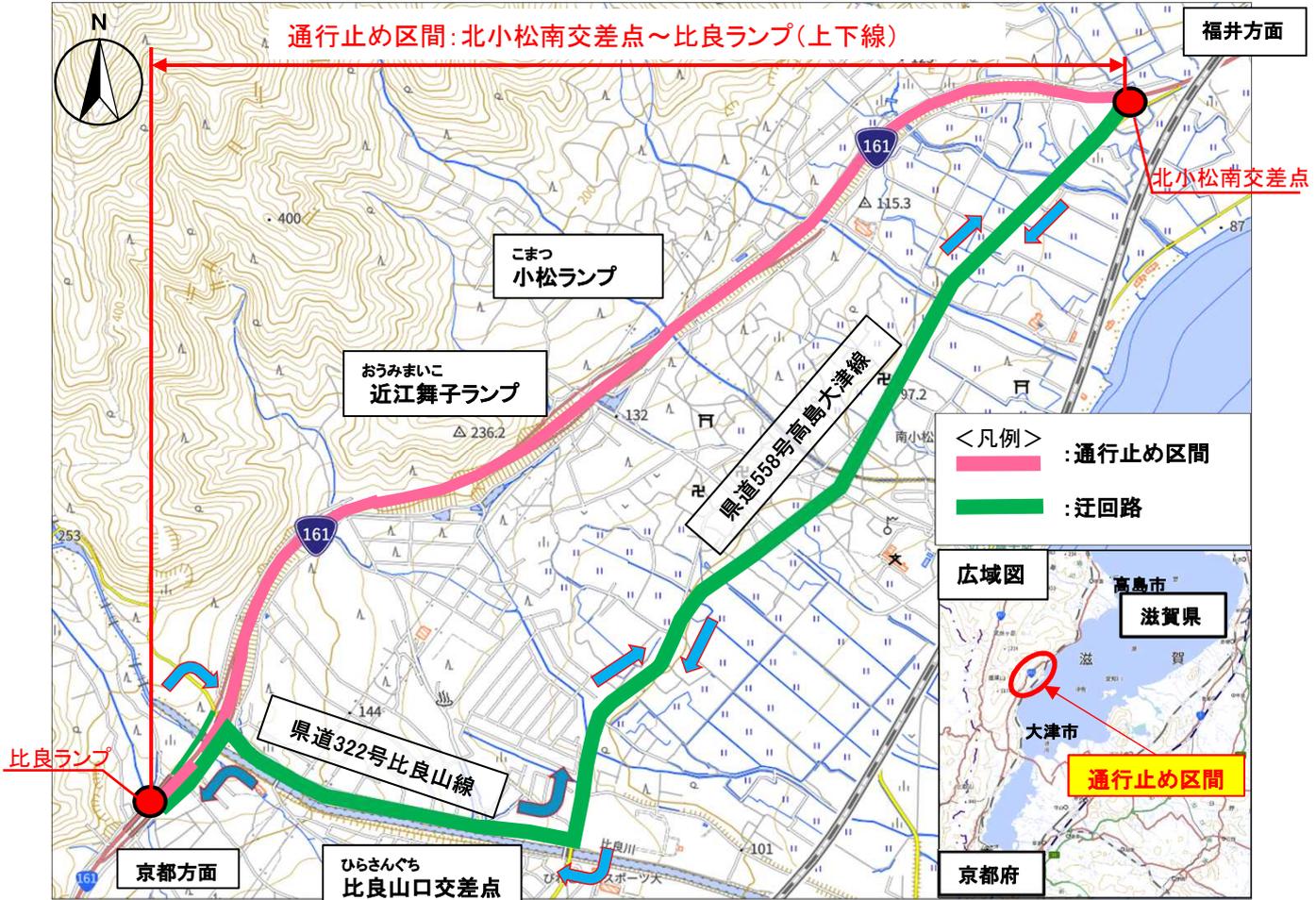
国道161号北小松南交差点～比良ランプ(上下線)

通行止め(平日夜間)のお知らせ

国道161号 北小松南交差点～比良ランプにおいて、交通安全対策として道路中央部にワイヤロープ式防護柵の設置を行うため、全面通行止めを行います。ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 区 間 国道161号 北小松南交差点～比良ランプ(上下線)
- 規制内容 平日夜間通行止め【各日22時～翌朝6時】
- 期 間 令和3年11月4日(木)～令和3年12月24日(金)※土曜日、日曜日、祝祭日は除く

通行止め区間及び迂回路案内図



福井方面行: 比良ランプから県道322号比良山線、県道558号高島大津線を利用して迂回してください。
 京都方面行: 北小松南交差点から県道558号高島大津線、県道322号比良山線を利用して迂回し、比良ランプよりご利用ください。

<ワイヤロープ式防護柵の設置イメージ>



【お問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課 交通対策係 TEL 077-523-1741(代表)
 堅田維持出張所 TEL 077-572-1580